

GRAND FRONT OSAKA 広告メディア

グランフロント大阪は、JR大阪駅に直結。フラッグやバナーを中心に全19種類の広告メディアがあり、
“まち”そのものをジャックできるほか、各種イベントスペースとの運動利用や、イベント当日までの告知媒体としてご利用いただけます。



No. 1 デッキ上フラッグ (南館&北館)



No. 2 広場デッキシート



No. 3 南館・北館大型バナー



No. 4 創造のみちワイドビジョン



No. 5 創造のみちデジタルサイネージ



No. 6 デジタルサイネージ



No. 7 タッチ式デジタルサイネージ



No. 8 創造のみちフラッグ (北館)



No. 9 ナレッジプラザ大型バナー



No. 10 デッキ下フラッグ



No. 11 広場階段下がり壁面シート



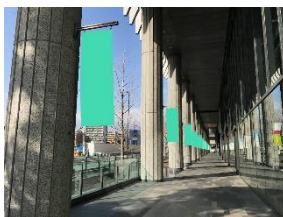
No. 12 東通りフラッグ (南館&北館)



No. 13 せせらぎのみちフラッグ (南館)



No. 14 けやき並木フラッグ&
ポスターボード



No. 15 せせらぎのみちフラッグ (北館)



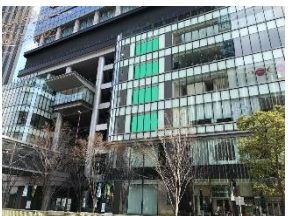
No. 16 いちょう並木フラッグ&
ポスターボード



No. 17 ナレッジプラザ柱巻き



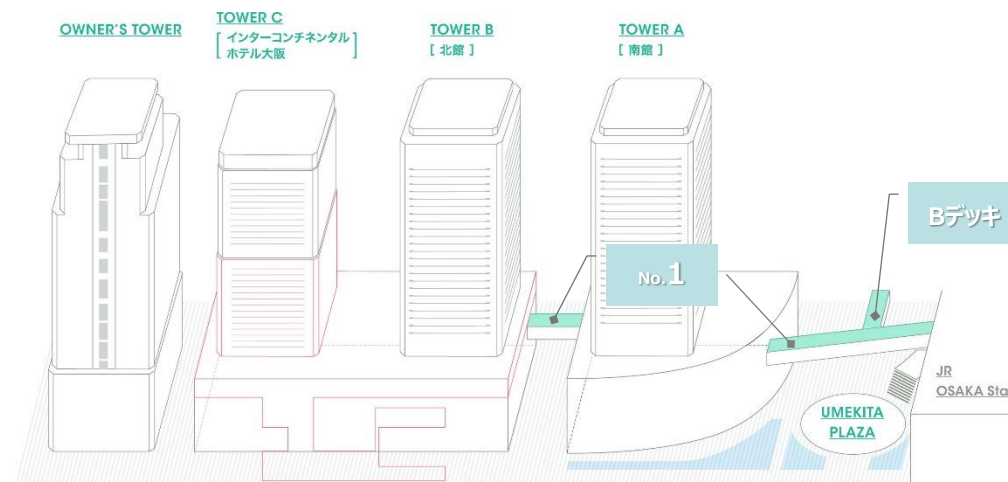
No. 18 広場B1Fデジタルサイネージ



No. 19 北壁面スーパーシート



No.1 デッキ上フラッグ（南館&北館）



媒体名称	No.1 デッキ上フラッグ（南館&北館）	掲出期間	2週間・1週間
媒体所在地	グランフロント大阪（うめきた広場デッキ・南北横断デッキ）大阪市北区大深町4-1	頭出し	原則月曜スタート
広告料金（税別）	¥3,600,000/-2週間 ¥2,600,000/-1週間 ※製作・取付・撤去費込	申込方法	決定優先（仮押さえ不可）
サイズ（H×W）	500mm×1,800mm	入稿方法	完全データ入稿（掲出3週間前までに弊社必着）
仕様	ターボリン幕（南館9枚、北館11枚 計20枚/40面）	掲出規制	グランフロント大阪によるクライアント及びデザイン審査がございます。 （意匠については広告掲出基準を参照ください） ※Bデッキに関して、大阪市への意匠提出が必要な為、1ヵ月前前までにはデザインラフを ご提出ください（オプション単体申込は不可となります）
形態	フラッグ広告	備考	※天候（台風含む）により掲出の遅れや中断が起こる場合がございます。 いかなる場合でも、広告料金の減額・払い戻しは致しませんので予めご了承ください。 ※仕様上、ターボリン幕の撓みが生じる場合がございます。 ※グランフロント大阪の都合によりご利用いただけない場合がございます。 ※各種画像、MAP等は現状のものを使用しており、予告なく変更となる場合がございます。

広告掲出審査基準

本地区の高質な空間特性にふさわしい賑わいのある街並み景観の形成を推進するとともに、安定した自主財源の創出を図るため、「広告媒体等審査基準」を設け、ガイドライン審査者（TMO）が審査を行う。審査基準は、街並み景観ガイドラインの趣旨に則し、以下の2つの視点と4つの基準で総合的に判断する。

＜審査の視点＞

1. 空間特性を踏まえた街並み景観の向上に資するものとなっているか。
2. 情報内容やビジュアルデザインは市民に好感を与え且つ品格あるものとなっているか。

グランフロント大阪TMO エリアマネジメント広告媒体等審査基準

（一般基準）

第1条. 次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 通行者の安全を阻害する恐れのないもの。
- (2) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (3) 関係法令に則ったものであること。

（内容基準）

第2条. 広告物の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、原則としてこれを掲出しない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗に反するもの。
- (2) 人権の侵害、差別、名誉棄損に当たるもの。
- (3) 青少年保護、消費者被害防止の観点からふさわしくないもの。
- (4) 通行者に健康上被害を与える恐れのあるもの。
- (5) たばこ、風俗営業、パチンコ等に係る広告。
- (6) 宗教、思想、政治に関わるもの。

（ビジュアル表現基準）

第3条. 一般広告のビジュアル表現について次の各号のいずれかに該当するときは、原則としてこれを掲出しない。

- (1) 情報過多、文字情報が多いもの。
- (2) 赤・青・黄などの原色や高彩度の色（けばけばしい色彩）が多用され、かつ景観と調和しないと判断されるもの。
- (3) 見る人に著しく暗いイメージを与えるもの。
- (4) 道路交通の安全を損なう恐れや注意表示と誤認される可能性があるもの。
- (5) 金額訴求が主たるデザインとなるもの。
- (6) 性的表現・暴力的表現・差別的表現がなされていると判断されるもの。

（映像装置等の放映基準）

第4条. 映像装置等を用いる場合は、第1条、第2条、第3条の要件に加え、以下の要件を満たすものでなければならない。

短時間毎に連続して同じ内容を繰返し、見る人に不快を与えることがないこと。

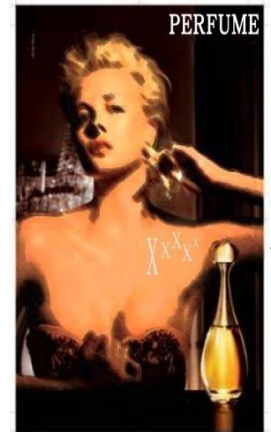
- (1) 音量や音色が見る人に不快感を与えないこと。
- (2) コントラストが強く眩しいといった、視覚的に強い表現等をしないこと。
- (3) 低解像度のものを掲出しないこと。
- (4) 画面切替え時における変化や動的な演出が激しく不快感を与えないこと。

（その他事項）

第5条. ガイドライン審査者が不可と判断した広告は、原則としてこれを掲出しない。
また別途内規を定めることができる。

<ビジュアル表現審査基準の審査イメージ> ※広告意匠作成の参考としてください。実際の審査は個別案件ごとに判断致します。

※No.4創造のみちワイドビジョン、No.5創造のみちデジタルサイネージは別途審査基準が御座います。

・過度な価格訴求 ・彩度の強い背景色の利用	▶	・価格訴求を抑える。 ・背景色の彩度を抑える	セクシャルと判断される表現	▶	別原稿に差し替え
	赤と黄の 彩度を抑制			別原稿に 差し替え	
【審査前】		【修正指示後】	【審査前】		【修正指示後】
文字情報過多	▶	ボディコピーの削除	彩度の強い背景色の利用	▶	背景色を変更する
	ボディコピ を削除			バックの色 を変更	
【審査前】		【修正指示後】	【審査前】		【修正指示後】